

吹田市立市民公益活動センター指定管理者指定応募に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項	P 5	管理リスクへの備え	災害発生時の避難者の受け入れ協力は、指定管理者側の人員が確保できた上で開館時間内との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	募集要項	P 8	リスク分担に関する事項	リスク分担表の但し書きの第三者賠償において、負担者が市の場合でも指定管理者の保険を優先適用するとの認識でよろしいでしょうか。	当但し書きは、負担者が指定管理者に区分された場合としており、その場合指定管理者の保険適用となります。
3	募集要項	P 15	提出書類	団体概要及び役員名簿は任意様式とされていますが、参考様式では役員の住所及び生年月日の記載欄があります。これらの項目については提出必須事項と理解すべきでしょうか。任意様式で提出する場合、個人情報保護の観点から、役員の氏名及び役職等が確認できる内容で足りるか、ご教示ください。	役員又は管理人その他のこれらに準じる者の名簿については、住所及び生年月日の記載がなくても問題ありません。
4	募集要項	P 21	キャッシュレス決済の決済手数料の負担区分	施設使用料は全額市の歳入となる一方、キャッシュレス決済手数料を指定管理者負担となっている理由をご教示ください。	キャッシュレス決済手数料については、指定管理料の積算分に含んでいることから、指定管理者負担としております。

No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
5	募集要項	P21	キャッシュレス決済と施設予約システムの連動	キャッシュレス決済は、吹田市公共施設予約・照会システムと連動する想定でしょうか。その場合、現システムで運用が可能か、もしくは改修が必要となる場合は、実際に運営を開始できる時期についてご教示ください。	現時点では、吹田市公共施設予約・照会システムと連動することを想定しておりません。
6	募集要項	P 2 P 17	コーディネートの位置付け（選定基準及び評価項目）	前回公募時「相談、助言」項目と並列して記載されていた「コーディネート」が、今回なくなった趣旨をご教示ください。募集要項の運営方針には記載があるため、事業計画として提案でき、評価対象となるとの理解でよいでしょうか。	吹田市市民公益活動センター条例第3条の規定に沿った記載としております。評価対象については、募集要項P 17、20 指定管理者候補者等の選定、(2) 選定項目にお示ししているとおりです。
7	募集要項	P 17	調査研究の位置付け（選定基準及び評価項目）	前回公募時に「自主事業」項目と並列して記載されていた「調査研究」が、今回なくなった趣旨をご教示ください。条例の趣旨や過去の実施状況を踏まえ、今回も事業計画として提案でき、評価対象となるとの理解でよいでしょうか。	吹田市市民公益活動センター条例第3条の規定に沿った記載としております。評価対象については、募集要項P 17、20 指定管理者候補者等の選定、(2) 選定項目にお示ししているとおりです。

No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
8	管理運営基準	P 2	フリーWi-Fiの設備	フリーWi-Fiの整備に関し、既存のフリーWi-Fiがあるとのことですが、指定管理者はその設備をどのように引き継げばよろしいかご教示ください。	フリーWi-Fiの整備については、既存のフリーWi-Fiを引き継ぐのではなく、既存のフリーWi-Fiと同等のものを整備していただくことを想定しています。
9	管理運営基準	P 2	「キャッシュレス決済」の導入	キャッシュレス決済の導入では、QRコード設置による決済に限定して導入し、QRコード読み取り機による決済までは必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	QRコード読み取り機は、必ず用意していただく必要はありません。なお、指定管理者負担にはなりますが、用意していただくことには問題ありません。
10	管理運営基準	P 5	喫茶・軽食等の販売	自主事業で喫茶・軽食等の販売を不可とする理由と、禁止される範囲をご教示ください。現在公募されている「まちなかりビング北千里」ではカフェ運営が可能とされているため、施設ごとに取扱いが異なる判断基準も併せてお教えください。	市民公益活動センターは、市民公益活動の促進を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的に設置した施設であり、喫茶・飲食等の販売を前提としておらず、それに応じた設備等もございません。まちなかりビング北千里は、公民館、図書館、児童センターの機能を備えた複合施設であり、当施設とは設置目的や用途、設備が異なります。